

平成19年第2回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成19年6月4日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成19年6月15日 午前10時00分			議 長 山 口 要	
	閉会	平成19年6月15日 午前11時38分			議 長 山 口 要	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	小 田 寛 之	出	12番	太 田 重 喜	出
	2番	大 島 恒 典	出	13番	山 口 榮 一	出
	3番	梶 原 睦 也	出	14番	野 副 道 夫	出
	4番	秋 月 留 美 子	出	15番		
	5番	園 田 浩 之	出	16番	副 島 敏 之	出
	6番	副 島 孝 裕	出	17番	田 口 好 秋	出
	7番	田 中 政 司	出	18番	西 村 信 夫	出
	8番	川 原 等	出	19番	平 野 昭 義	出
	9番	織 田 菊 男	出	20番	山 田 伊 佐 男	出
	10番	芦 塚 典 子	出	21番	山 口 栄 秋	出
	11番	神 近 勝 彦	出	22番	山 口 要	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	福祉課長(本庁)	大森 紹正
	副市長	古賀 一也	農林課長(本庁)	
	教育長	杉崎 士郎	商工観光課長(本庁・支所兼務)	
	総務部長・企画部長兼務	中島 庸二	建設課長(本庁)	
	市民生活部長	中山 逸男	会計課長	
	福祉部長	田代 勇	農業委員会事務局長	
	産業振興部長・まち整備部長兼務	山口 克美	学校教育課長・社会教育課長兼務	江口 常雄
	教育次長	桑原 秋則	総務課長(支所)	
	嬉野総合支所長	森 育男	市民税務課長(支所)	
	総務課長(本庁)	片山 義郎	保健環境課長(支所)	池田 博幸
	財政課長	田中 明	福祉課長(支所)	井上 嘉徳
	企画課長	三根 清和	農林課長(支所)	
	地域振興課長	中島 文二郎	建設課長(支所)	一ノ瀬 良昭
	市民税務課長(本庁)	川原 英夫	下水道課長	
保健環境課長(本庁)	山口 久義	水道課長		
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	宮田 富夫		

## 平成19年第2回嬉野市議会定例会議事日程

平成19年6月15日（金）

本会議第6日目

午前10時 開議

- 日程第1 討論・採決
- 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市税条例の一部を改正する条例）
- 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第4号））
- 議案第34号 嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について
- 議案第35号 嬉野市部設置条例の全部を改正する条例について
- 議案第36号 嬉野市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第37号 嬉野市総合支所設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第38号 嬉野市出張所設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第39号 嬉野市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第40号 嬉野市議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 議案第41号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第42号 嬉野市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第43号 嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第44号 嬉野市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第45号 嬉野市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第46号 嬉野市標準小作料設定協議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第47号 嬉野市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第48号 嬉野市消防団条例の一部を改正する条例について
- 議案第49号 嬉野市消防審議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第50号 嬉野市地域コミュニティ審議会設置条例を廃止する条例について
- 議案第51号 平成19年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）

議案第52号 平成19年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第1号）

議案第53号 嬉野市教育委員会委員の任命について

日程第2 発議第6号 嬉野市議会議員定数条例について

日程第3 委員長報告

日程第4 閉会中の付託事件について

---

午前10時 開議

○議長（山口 要君）

皆さんおはようございます。連日、大変お疲れさまでございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．討論・採決を行います。

議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市税条例の一部を改正する条例）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第31号は原案のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市税条例の一部を改正する条例）については承認されました。

次に、議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第32号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については承認されました。

次に、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第4号））について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第33号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第4号））については承認されました。

次に、議案第34号 嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第34号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第34号 嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例については可決されました。

次に、議案第35号 嬉野市部設置条例の全部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。山田議員。

#### ○20番（山田伊佐男君）

おはようございます。傍聴の皆様におかれましては、大変御苦労さまでございます。

私は今回、提出をされました議案第35号 嬉野市部設置条例の全部を改正する条例に反対する立場で討論をいたします。

1市3町の合併を見通し、旧嬉野町において部の設置が行われました。できる限りの権限の移譲と決裁のスピード化を目的とする、その理由で部長が誕生いたしました。その当時も人口1,000人あたりに占める職員数は少なく、県下でベスト3に入る状況でありました。そしてまた、管理職が増加する一因となりました。そのような状況の中で、塩田町と合併をし、人口3万人の小さな市が生まれ、以降も部制を継続してこられました。そして今回、設置条例の全部を改正する条例の提案がなされています。

その中身を見てみますと、6部制から4部制へと移行をし、退職した部長の後補充をせず、残りの部長に分掌事務を上乗せするという手法に疑問を持つところでもあります。特に産業振興部は、産業課、建設課、都市計画課、下水道課、観光課と分掌の範囲は拡大し、その力量が問われることとなります。部長としての責務を果たすことができるのか疑問に思いますし、逆に言えば気楽なことなのかなと思ってしまいます。また、来年度は2名の部長が退職することになるわけでございます。そのときは2部制にでもする計画なのでしょうか。

総務企画常任委員会の中においては、廃止の方向へ進む可能性が高いことが示唆されました。しかし、一昨日の議案質疑においては、市長は部制の廃止には明確な姿勢を示されませんでした。さらに、先月の組織・機構見直しの説明会、いわゆる全員協議会においては、部制廃止の私の質問に対し、部制存続の理由として、降格ができないのでとの説明もつけ加え

られました。

地方公務員法第28条には、降任、いわゆる降格、免職、休職等について明記されています。単に課長に降格、降任させることは、地方公務員法に抵触をすることになると考えます。しかし、待遇は保持し、職名を変更することによって、何ら問題は生じない、地方公務員法（地公法）に抵触しないと私は思うところであります。今回の部制の見直しは、市長の部制の必要性を訴える力を感じることができません。そう思うのは私だけでしょうか。また、部制の設置目的の権限の移譲と決裁のスピード化を、議会を通して昨今感じ得ないのは私だけでしょうか。

合併時に市制施行の方向を選択し、1年5カ月が経過し、生活保護費を中心とした福祉関係の負担割合は増大し、財政状況は悪化をしています。また、国、県からの権限移譲により、特に末端の職員の業務量は拡大をしています。そのような状況の中、今回の組織・機構の見直しは、重要な課題であると私自身も思っています。しかし、従来から指摘のあった逆三角形の組織の抜本的な改革は放置をされています。今回の条例の見直しは、行政組織の改革に伴い発生したものであり、全体的な組織改革に対する意見も若干違う視点で述べさせていただきたいと思えます。

合併協議会の協議を経て、また、旧両町民の皆さんの意見も加味しながら組織・機構がつくられてきたものと私は考えています。合併するに当たり役所が遠くなることは、合併した先例の自治体を見ても明らかなことでした。しかし、難産で誕生した本市がゆえに、市民の利便性を低下させないことを第一義に考え、今回の組織が確定をしたわけであります。

私は、多くの嬉野地区の市民から、人口の多い嬉野に本庁を置くことが妥当であるとか、あるいは水道料金を統一するに当たっては慎重にしてほしいとか、要望は今日までたくさん拝聴してまいりました。今回、嬉野に事業課が移行する提案に、嬉野出身の議員としても拙速過ぎないかと私は疑問を持つところであります。逆の立場であったらどうでしょうか。水道料金の統一問題も、逆の立場であったらどうでしょうか。

私は、機構改革にしろ、水道料金にしろ、慎重に対応することが両町の融和に不可欠だと思っています。それにはもう少しの時間が、余裕が必要ではないかと、市長、私は思うところでございます。そんなに急ぐのであれば、説得する、納得させる何かが不足しているのではないかと思うところでございます。

私は、大草野地区に住まいを構えています。聞こえるのは、旧両町の市民の声です。だからこそ、慎重な対応を私は求めたいのです。今回の提案は、職場の最先端の職員の声も聞くこともなく、また、あらゆる議員、市民の声を参考にすることもなく、荒波の中を航海しようと、嬉野丸に航海ストップのレッドカードを突きつけると同時に、私は急がば回れという言葉を出して、議長に申し上げまして、議案第35号に対する反対の討論といたします。

○議長（山口 要君）

賛成討論はありませんか。野副議員。

○14番（野副道夫君）

おはようございます。私は、議案第35号 嬉野市部設置条例の全部を改正する条例案に対して、一部には不満、不安を残すものでありますが、賛成の立場で討論を行います。

市の組織については、部制の設置、運営から1年5カ月が経過をいたしたものでありますが、まだまだ手探りの状態にあることは理解できるものであります。不都合が生じた場合においては、3年あるいは5年かけて調整を重ね、ベストに近づけていくことが必要であるというふうに考えます。

今回の改正は、ますます厳しくなってくる財政事情に対する、財政改革の一助となることを見込まれたものと思っております。今後の行政運営の中で、住民サービスの低下は絶対に許されないことであります。したがって、住民サービスの向上に向けた取り組みを、市政の最重要課題として改革を進められることは賛成であるものでございます。

今後、実施されるであろう職員の配置については、最善を尽くし、住民の方が喜んで役所の窓口を利用されるよう、組織の構築には十分配慮されることを強く要望して、賛成の討論といたします。

○議長（山口 要君）

ほかに討論はありませんか。田口議員。

○17番（田口好秋君）

おはようございます。17番田口でございます。議長の許可を得ましたので、議案第35号 嬉野市部設置条例の全部を改正する条例について、ただいまより反対討論を行います。

本議案は、5月25日、全員協議会で発表された機構・組織の見直しに関連した議案であり、この機構・組織の見直し案を検討し、また、去る6月12日、私の一般質問並びに13日の議案審議の際の市長及び総務部長の答弁を聞いた上で判断した結果、地域住民の声を届ける議員として、到底賛成することができない議案でありますので、反対の立場で意見を述べます。

まず第1点として、嬉野町、塩田町が合併してまだ1年6カ月、合併により新しい嬉野市としての一体化を図り、両町の融和を促進しなければならない最も大切なこの時期に、塩田町の住民感情を無視したとも言えるこの計画は時期尚早であります。

第2点目として、市の行政を執行する中で、行政と住民との最も大切な負担とサービスを考えた場合、明らかに塩田の住民に対し行政サービスの低下を招く、この機構・組織の見直しは住民負担に見合った行政サービスとは言えません。さらに、このことによって行政サービスの地域格差が新たに発生することとなり、行政サービスの不均衡が拡大することとなります。

第3点目として、組織・機構の見直しについては必要と考えるが、このたびの執行部のとった行動は、一般会計補正予算に関連議案として計上してあることから勘案して、この見直

しはかなり早い時期に計画されたものと考えます。しかし、議会に示されたのは5月25日の全員協議会の場であります。塩田の住民に対し余りにも唐突な今回の計画発表は、行政に対し新たな不信感を与えることとなりました。結果として、住民と行政、さらには両町間にも大きな溝を新たに市長及び幹部がみずからつくった今回の執行部の行動は、到底受け入れられるものではありません。

以上、塩田町の住民感情を考慮しないまま機構・組織を改正し、実施につなげるためのこの案には反対せざるを得ません。

なお、住民と行政との直接のかかわりは、国でもなく、県でもありません。ここで改めて言うまでもなく、市の行政、あるいは町の行政であります。このことを執行部は再認識され、住民間に機構改革の制度と理解が浸透するまでの期間を置いた上で見直しを実行すべきであります。行政が住民に対し不信感を与えることがないように、十分配慮した行政運営を実行されるようお願い申し上げ、私の反対討論の意見といたします。

**○議長（山口 要君）**

賛成討論はありませんか。神近議員。

**○11番（神近勝彦君）**

議案第35号 嬉野市部設置条例の全部を改正する条例について、賛成する立場で討論をいたします。

私は、今回の35号につきましては、議案審議のときにも質問いたしました。その中で、やはり現在の嬉野本庁、そして嬉野支所、この2部制による現在の部設置につきましては、逆に両町の町民にかなりサービスの低下が発生をしているのではないかと考えます。

そのような中、財政を考えますと、今回の当初予算にありました基金取り崩し7億数千万円、また債務負担行為3億数千万円。合併した当時は、今後10年間、財政はどうかもつものだろうと考えておりましたが、国の交付税の削減、税収の減少、あらゆる財政が厳しくなっております。そういう中で、両町民に対する使用料の改善、あるいは改定、多くの住民負担はふえる一方でございます。そういう負担を強いる中で、行政として何をすべきか考えるに当たりまして、今回の部改正が必要であると私は考えます。

支所あるいは本庁に1つの課を重点的に配置する、そのことによって業務の健全化、あるいはスピード化が図れるものと考えます。また、統一することによりまして、現在の職員の削減も可能になってまいります。今後、5年間で削減計画ございます。10年計画もございます。それをするに当たりまして、合併して1年半、拙速だという御意見もございますが、早目、早目の手を打っていかなければ、この嬉野市の未来は見てまいらないと私は考えます。そのような中で、私は議案第35号 嬉野市部設置条例の全部を改正する条例について、賛成をいたします。

**○議長（山口 要君）**

反対討論はありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

私は、35号議案について反対の討論の立場で発言をいたします。

一昨年の合併の流れから、この問題を基本的に大きくとらえて反対意見といたします。

平成の大合併は、紆余曲折をたどり、長い時間にわたって協議を進めましたが、名称問題で「湯陶里市」と決定したのに、武雄市で猛反対運動が起こり、合併協議から離脱され、1市3町の合併は崩壊しました。残った2町は、特例期限を目前に控え、協議が進められました。その協議の中で総合支所方式が決定され、新市の名称は嬉野、本庁は旧塩田町役場として、18年1月1日に新市が誕生いたしました。

この議会で提案される35号議案は、地方自治法第185条でうたわれる重大な問題であります。今回の提案は、機構改革をもとに6部制を4部制に変更することで、現在の産業振興部、農業委員会、社会教育課などは窓口のみを残し、嬉野支所への移転を9月から計画されております。このような重大問題について、委員会などでも十分な議論もなされないまま提案されたことについて、強く反対するものであります。

合併してわずか1年6カ月、余りにも拙速で、今回の提案は真の経営努力とはほど遠く、圧力を持って行政をつかさどる手法と言われても過言ではないと思います。しかも、現在、実務的にも本庁、支所において支障はなく、職員の皆さんは新市の発展に日夜全力で頑張っておられるやさき、唐突な提案は、職員はもとより市民を混乱させるばかりでなく、市民感情として不協和音が漂い、市政の運営にも支障を来すことも懸念されます。

谷口市長は選挙公約に、市民の融和と歓声が聞こえる市と努力されておられますが、今日このような重大な課題は、格差社会の中であって、新市が生き残るための方策を打ち出し、国、県との連携を密にし、企業誘致などに全力を投球するべきであり、このような議案を提案すべきときではないと思います。このことについて、私は緊急に見直しをしていただきたいと思います。この35号議案に反対する立場で討論いたしました。

○議長（山口 要君）

賛成討論はありませんか。田中議員。

○7番（田中政司君）

私は、35号議案 嬉野市部設置条例の全部を改正する条例につきまして、賛成の立場で討論を申し上げたいというふうに思います。

今回の35号、いわゆる組織・機構改革に伴う条例の改正でございます。先ほど同寮の神近議員おっしゃいましたとおり、私、この合併から非常に早急な判断だというふうには思いません。しかし、今の現状を踏まえた場合、嬉野の本所で、総合支所ともに同じ課が両方にあると。これは非常に住民にとって、このサービスが本当の住民サービスなのかということについて、私は以前から申してまいりました。やはり住民サービスは、そこへ行ったときに確実

に対応ができる体制、その体制をつくるのが本当の住民へのサービスではないかというふうに私は訴えてまいりました。

今度の機構改革に伴い、部長制を廃止し、ある程度そこで人員の削減を行い、そして組織の統合を行い、よりよい住民へのサービスを行っていくという、そういう執行部の体制に私は賛成をするものでございます。また、3月に答申がなされました、今後のいわゆる行財政改革、集中改革プラン等におきましても、5年間で25億円の削減、これを計画しながら、これを実行していくためには、避けては通れない機構改革だというふうに私は考えます。そういう点を踏まえ、私はいち早く機構改革を行い、部長制を廃止し、やっつけられることに賛成の立場で意見といたします。（「部長を廃止するわけ」と呼ぶ者あり）済みません、部長のいわゆる削減ですね。

終わります。

○議長（山口 要君）

ほかに討論はありませんか。川原議員。

○8番（川原 等君）

嬉野市部設置条例の全部を改正する条例に対して、反対の立場から討論をいたします。

合併してまだ1年半であります。嬉野地区と塩田地区の市民は、まだ一体感が芽生えていない中で、本庁よりも総合支所のほうが充実するような機構改革がなぜ必要なのか。

今回の一般質問の中でも、商工会の本所がなぜ塩田地区なのか、嬉野地区が大きいから嬉野地区に本所をするのが当たり前という声が多かったと聞いています。このことからわかるように、塩田地区、嬉野地区の住民は、お互いに不満を持っているわけですから、嬉野市民としてのまとまりができるまでは、しばらく時間が必要と思います。

このような状態の中で、今回の改革を強行すれば、塩田町民の不満が増大し、さらに行政に対して不信感が生まれ、何かにつけて行政の遂行はやりにくくなると思われまます。厳しい財政の中で、市民の協力なくして嬉野市の発展はないと私は思います。総合支所から本庁へ出てきて対応をするとのことですが、こんな現実味のない考えがどこから出てくるのでしょうか。

私は、建設課が本庁なら農林課は嬉野総合支所、農業委員会が本庁なら下水道課は支所、そして部長は本庁に在籍して、建設課と農林課の課長か副課長を入れ変える。そうすれば来庁された方にも大きな迷惑がかからない対応ができると思います。住民へのサービスを低下させないで、また、行政の機能が充実する改革を検討すべきと思います。よって、議案第35号については反対討論をいたします。

○議長（山口 要君）

賛成討論はありませんか。

ほかに討論はありませんか。小田寛之議員。

### ○1番（小田寛之君）

私は、第35号議案の嬉野市部設置条例の全部を改正する条例についてに関して、反対の立場で討論を行います。

組織・機構の見直しは大変重要なことです。しかし、議案を上程するには大部分の住民が納得できるよう考慮したものを提出しなければならないと思います。旧塩田町の役場が新市の市役所となり、旧嬉野町の名前を新市に受け継ぐということは、合併協議会の中で旧両町の代表が慎重に、それぞれの立場で協議し決められたことであります。

今回の議案は、今まであった6つの部を総務部、市民部、健康福祉部、産業振興部の4つの部に統合し、その中でも産業振興部などを嬉野総合支所へ移し、合併後わずか1年5カ月で、本庁でありながら産業振興部の全部及び社会教育課や農業委員会などが本庁より消えるという行政組織の改革、また、市役所がある塩田地区の住民にとっても住民サービスが低下する可能性が高く、到底納得できない組織の編成であります。

今回、本議案が上程され、合併協議会の会議録を確認しました。協議第9号に、「事務組織及び機構の取扱いについて」とあります。その全文は、「新市の事務組織及び機構は、「新市における事務組織・機構の整備方針」に基づき、当面、総合支所方式を基本として管理部門等を集約するものとする。新市においては、中長期的に組織・機構の見直しを行い、簡素合理化に努めるものとする。また、教育委員会等の行政委員会については、関係法令に基づき整備する。」と協議、確認がなされております。

中長期的に組織・機構の見直しをしなければならないはずなのに、合併後わずか1年5カ月で市民に対して説明もないまま、なぜこのような議案が上程されるのか、理解しがたいものであります。

また、議会で可決後に住民に説明するとのことですが、このような2町で合併し、どちらか片方の町への住民サービスが著しく低下する可能性が高い行政組織の改革を、住民への事前説明もなく、住民感情を無視していると思われるもおかしくない政治は、住民参加型の行政ではなく、ますます若者の政治不信にもつながると思ひ、問題があると思ひます。よって、この議案に反対し、討論いたします。

### ○議長（山口 要君）

賛成討論はありませんか。

ほかに討論はありませんか。芦塚議員。

### ○10番（芦塚典子君）

私は、議案第35号 嬉野市部設置条例の全部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。

私は、職務の立場上、市の財産の管理、事業の経営管理、その他の行政運営に関して、常に公正、普遍の態度を保持しなければならない重要な任務を負っております。今後もこの姿

勢は変わることはありません。また、市民を代表する嬉野市議会の一議員として、今回の議案に対して反対の立場で討論を行います。以下、3点について反対いたします。

行政の運営は、民主的かつ効率的な行政の執行を確保し、もって住民の福祉の増進と地方自治の本旨の実現に努めなければならないと思います。これが行政運営の本来の目的であると思います。この議案については、合併後間もない住民の利便性を欠き、市政の運営に対して市民に不安を助長するものと考えます。さまざまな確執と不安を持ち、譲歩の精神で合併をなした住民にとって市政の運営は、まず第1に、嬉野市民が安心して暮らせるまちづくりを遂行していくことと考えます。この条例は、合併時に取り決められた本庁と総合支所のあり方の根本を覆すものとして、また、合併時の協定を形骸化するものとして、住民に多大な不安を与える条例として反対いたします。

第2点目は、行政は限られた財政の中で効率よく運営し、行政事務の統一化を遂行し、効果的な事務事業の運営を図らなければなりません。今回の組織の編成による効果は、予算に対して1000分の1の効果しか期待できません。この組織編成では、財政の効率化は図られない状態です。効果的な効果を期待するには、まず、事務事業自体のシステム化、統一化、そして財務会計自体の統一化を図らなければ、組織の再編を強行しても効果的な効果は期待できません。今回の組織編成の前に、事務事業の抜本的な改革が必要です。それに着手していただきたい。

第3点目には、両町合併までの長い歴史の中で、それぞれの両町の住民の歴史と文化がはぐくまれて、互いの町をつくり発展させてきました。地域が異なることによって、人間性も違い、生産性や文化や考え方も違い、欠点もあり、また、双方に優秀な部門もあります。新しい市制をしいた今日、まず、住民の融合を図ることが第一と思われれます。市民が協力し合い、新しい市制をつくり上げていくためには、市民の理解と協力が必ず必要だと思えます。

今回の議案提出は、市民の理解を得ることなく、市民の協力を要請することなく、唐突に提出されたもので、市民の存在を後回しにした、市民の意向と乖離した行政の強行としか受け取ることができません。嬉野市民3万人の生活に不便を来さないよう、また、合併によって全市民が平等に合併の恩恵を受けることができるような、民意を反映した温かい政治を執行していただきたい。

以上のこういう観点から、私はこの35号議案の執行には反対いたします。

**○議長（山口 要君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第35号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。したがって、議案第35号 嬉野市部設置条例の全部を改正する条例については否決されました。

次に、議案第36号 嬉野市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。西村議員。

**○18番（西村信夫君）**

今回の議案第36号 嬉野市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例について、私は反対する立場で討論をいたします。

合併して、はや1年半になります。やっと行政運営がスムーズに移行されつつある中に、今回の市役所の位置を定める条例について市民はどう反響を及ぼすのか、まずは合併の原点に戻って考え直すべきではないかと私は思います。

谷口市長は、合併協議会の会長という立場の中で、両町の融和と協調、そしてまた、政策として、歓声が聞こえる嬉野市民と政策の一端を述べておられます。この政策、条例については、歓声が聞こえるどころか、悲鳴が聞こえます。悲鳴というものはどういうものか、困ったときの叫び声です。このことを考えながら合併の原点、協議事項の第9号「事務事業及び機構の取扱いについて」、どう協議内容が決定されておるのか。まず、読み上げてみたいと思います。「新市の事務組織及び機構は、「新市における事務組織・機構の整備方針」に基づき、当面、総合支所方式を基本として管理部門を集約するものとする。」。

調整の具体的内容、「合併当初は、住民生活に急激な変化を与えないよう配慮し、」行政の執行に当たるということで、両町の協議会の委員、慎重審議を重ねて調整がなされております。そういうやさきに、1年半にもかかわらず、余りにもこの制度改革については拙速過ぎると私は考えております。

一昨日の議案審議の中で総務部長の説明を受けましたけれども、けさちょっともう一回確認をさせていただきました。もしこの条例が制定されたならば、事業課を嬉野の林業研修センターに移すというふうな計画ですけれども、この問題についていろいろな議論が及ぶと思います。林業研修センターは、林野庁の補助事業で建設をされて、55年に建設されたと同っております。あそこに移すということに当たっては、補助金の目的外使用に当たるのではないかという問題も及ぼすのじゃないかと思えます。

そういう中で、きちっとした明確な移行時の場所設定もされないままに、この条例の制定については納得できません。そういうことで、私は今回の36号議案、市民全体の把握をしながらも、融和と協調をこれから進めていくためにも、余りにも拙速過ぎて、この条例に賛成はできません。そういうことで、反対討論の立場で表明させていただきました。

以上です。

**○議長（山口 要君）**

賛成討論はありませんか。園田議員。

○5番（園田浩之君）

議長の許可を得ましたので、賛成の立場で討論したいと思います。

議長は審議のときに、35号と36号は関連性があるから一括して質疑を行うということで議事を進行されましたが、確かに関連はしてはおります。ただ、個々に議案を考えてみますと、別々に取り上げることもできる議案ではなかろうかと私は解釈いたしました。

そこで、35号は否決されましたけれども、行政改革は肅々と、待ったなしで進めなければなりません。そこで、庁舎を嬉野庁舎、塩田庁舎に置くということに関しては、それぞれの庁舎で、すべての嬉野市の仕事、業務ができるということでありますので、できるところから、できる部門から、それぞれに適材適所に移して、仕事をこなし、効率化を高め、なおかつ財政をも助けることが大事ではなかろうかと、私はそう思いまして、36号議案に対しては賛成ということで、ここで討論いたしました。

○議長（山口 要君）

ほかに討論はありませんか。副島議員。

○16番（副島敏之君）

おはようございます。私は、議案第36号 嬉野市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

先ほど来、同僚議員がおっしゃった分も重複するかと思いますが、これ嬉野町、塩田町、合併協議会におきましての「事務組織及び機構の取扱いについて」の調整内容、調整の具体内容等々を見る限りにおきまして、私は、簡素で効率的な組織・機構を実現するため、新市においては組織・機構の段階的な再編・見直しを行うと。段階的な組織と、こういうふういうたっております。そして次に、従来の住民サービスが低下しないように配慮された組織・機構が求められると、こういうふういうたっております。

私は、いろんな塩田町民の方にも、また嬉野市民の方にもお尋ねをいたしましたけれども、私、一議員としまして、これは合併して1年半足らずのこの時期に合併協議会で、最終的に協議されたことに対しても非常にかげ離れた部分がございますし、これは今後の嬉野市が、行政が、あるいは旧嬉野町民、塩田町民がうまく支え合って嬉野市を持っていくには、今回は若干早過ぎはしないかなという立場でございます。そういう意味におきまして、これから嬉野市が発展する上においては、この36号の嬉野市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例については反対といたしまして、私の反対討論を終わります。

以上です。

○議長（山口 要君）

賛成討論はありませんか。野副議員。

○14番（野副道夫君）

何回も出てまいりまして申しわけありません。私は、議案第36号 嬉野市役所の位置を定

める条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

36号の改正につきましては、地方自治法に基づくものでありまして、地方自治法の第4条では、住民の利用に最も便利であるように、交通事情などの配慮を払わなければならないと定めております。このことを踏まえて、住民サービスの向上に配慮されたものというふうに思いますけれども、御承知のように、合併後、塩田町を事務所の位置として定められ、さらには今回の改正に基づいて、嬉野市、嬉野支所を事務所の位置として定められ、双方に事務所の位置が設置されることは、極めて住民にとってはありがたいことではなかろうか、このように思っております。

したがいまして、先刻の35号につきましても申し上げましたけれども、何と申しましても基本的には、住民サービスの低下を来してならないということが一番基本にあるわけでございますので、そういうことを考えますと、嬉野事務所というのを設置されることには私は賛成であり、この件につきましても住民サービスの低下を来さないように、いろいろな配慮を加えながら推進されることを望み、当案に賛成の立場の討論といたします。

○議長（山口 要君）

ほかに討論はありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

私は、先ほども反対討論をいたしましたけど、36号についても反対討論をいたします。

あえて、先ほど35号議案は否決になりました。否決になったということは、大きな柱は必要ないということ。ということは、36号議案は地方自治法第4条の事務所の位置の変更の欄に当たりますけど、これについては先ほども反対討論された方々の意見をお聞きのとおり、余りにも拙速で住民の意見を無視したやり方であって、こういうことをしていれば何のための合併だったのかと、住民は不満が募るばかりで、かえって思わぬ展開に変換する場合もあると思います。

かねがね谷口市長は、この議会で融和と歓声が聞こえるまちをと本人が言っておられます。そういう意味では、この2つの案を出される前に、もっともっと住民の意見、あるいは人々の、多くの団体の意見も聞きながらされたほうがよかったと思います。あえてここに出されて否決されるということは、市長としては残念でしょうが、それも一つの勉強でしょう。私はこのことについては、わざわざ例規集の1ページに、嬉野市の事務所は馬場下甲1769番とありますので、これにあえてつけ加える必要はないと思います。そういうことで、このことについては反対するものであります。

以上です。

○議長（山口 要君）

賛成討論はありませんか。

ほかに討論はありませんか。（「ちょっと待ってください、賛成討論ですか」と呼ぶ者あ

り) いやいや、だから賛成討論はありませんかと。はい、太田議員。

○12番 (太田重喜君)

私は、36号議案に賛成の立場で意見を述べます。

今までじっと聞きよって、いかにも我田引水の意見が出過ぎておると思うんです。合併するということは、どういうことなのかということは、合併前の議会でもさんざん訴えてきたわけですが、もう一度考えてみてください。

確かに、今度の機構改革で塩田の方は不便になられると思います。しかし、今まで嬉野はこの1年半、非常な不便な目に遭うとったわけです。さらに事務量、現在の産業部局にしろ、建設部局にしろ、どちらが多いかということも考えてみてください。想定される第七、第八の換地にかかわる部分だけでも相当なものでございます。合併してやっていくからには、やむを得ないことじゃないでしょうか。

合併前に私が嬉野町議会で訴えていたのは、今の吉田支所を見てくれと、ああいうふうにならぬとどちらかがなるんだぞということを訴えておりました。合併して1年半、確かに嬉野側の住民は、このことはだれもおっしゃってなかったわけですけど、非常に不便を感じてきておったわけです。だから、塩田も見てくれとは言いません。事務の効率化がなくてはどうしようもないはずですよ。ですから、運用の方法として、もう少し執行部も考えてもらいたいわけですが、我田引水はやめましょう。私はこの案に賛成です。

以上です。

○議長 (山口 要君)

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第36号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第36号 嬉野市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第37号 (発言する者あり) 動議ですか。(「動議です。今の議案で賛成多数と申されましたけど、これは事務所の位置を変更しない条例じゃなくして、変更する条例ですから、3分の2以上じゃないですか」と呼ぶ者あり)

違いますよ、全然違いますよ。(「はい、そいぎいいです」と呼ぶ者あり)

次に、議案第37号 嬉野市総合支所設置条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第37号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第37号 嬉野市総合支所設置条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第38号 嬉野市出張所設置条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第38号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第38号 嬉野市出張所設置条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第39号 嬉野市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第39号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第39号 嬉野市総合計画審議会条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第40号 嬉野市議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第40号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第40号 嬉野市議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第41号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第41号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第41号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第42号 嬉野市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第42号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第42号 嬉野市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第43号 嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第43号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第43号 嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第44号 嬉野市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第44号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第44号 嬉野市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第45号 嬉野市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第45号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第45号 嬉野市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第46号 嬉野市標準小作料設定協議会条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第46号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第46号 嬉野市標準小作料設定協議会条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第47号 嬉野市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第47号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第47号 嬉野市都市計画審議会条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第48号 嬉野市消防団条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第48号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第48号 嬉野市消防団条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第49号 嬉野市消防審議会条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第49号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第49号 嬉野市消防審議会条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第50号 嬉野市地域コミュニティ審議会設置条例を廃止する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第50号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第50号 嬉野市地域コミュニティ審議会設置条例を廃止する条例については可決されました。

次に、議案第51号 平成19年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第51号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第51号 平成19年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）は可決されました。

次に、議案第52号 平成19年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第52号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第52号 平成19年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第1号）は可決されました。

次に、議案第53号 嬉野市教育委員会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第53号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第53号 嬉野市教育委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

日程第2．発議第6号 嬉野市議会議員定数条例についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者、山口榮一議会運営委員長。

#### ○議会運営委員長（山口榮一君）

それでは、嬉野市議会議員定数条例について、発議第6号として提出をしたいと思います。

---

発議第 6 号

嬉野市議会議員定数条例について

嬉野市議会議員定数条例を別紙のように制定する。

平成19年 6 月15日提出

嬉野市議会議長 山 口 要 様

---

でございます。

提出者は私、議会運営委員長山口榮一でございます。

理由といたしましては、議員定数を削減したいので、この案を提出いたします。

提案理由の説明でございます。

発議第 6 号 嬉野市議会議員定数条例について、提案理由を御説明いたします。

本議会の議員定数につきましては、平成17年 3 月の臨時議会で、塩田、嬉野両町において議決いたしました、廃置分合に伴う議会議員の定数に関する協議に基づき、22人と決定し、告示されております。今回、この定数を改正するに当たり、告示にかわり新規の条例案として上程するものでございます。

嬉野市においては、集中改革プランを策定し、財政の健全化に向け、取り組みを始めたところでございます。プランでは、5年間で25億円の財政効果を発揮するようたっており、また、人員削減と機構改革を初め、市政運営の抜本的な改革に着手をしております。

私ども議会といたしましても、現下の厳しい社会情勢と市財政の運営を踏まえ、このたび議員定数を18人とすることを御提案いたします。議員間の協議でも、財政負担に対する市民の批判と、定数削減により市民の声が市政に届きにくくなるという懸念が交錯し、定数を16人、あるいは20人にすべきであるという意見も少なからずありました。そのような中、議会が持つ議決機関としての権能を發揮し、かつ市民の負託を受けて、地域住民の暮らしと安全を守るという重要な責務を遂行するための人員として、18人という定数を御提案いたします。

次に、条例の中身について御説明いたしますが、本文のとおり、嬉野市議会の議員定数を18人とし、次の一般選挙から適用するものでございます。今後、議員定数の削減がこれらの責務の遂行に支障のないよう、一層の研さんに努めなければなりません。議員各位の一致するところと思いますので、何とぞ御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（山口 要君）

これで提案理由の説明を終わります。

それでは、発議第 6 号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第6号の質疑を終わります。

これから発議第6号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第6号 嬉野市議会議員定数条例については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時13分 再開

**○議長（山口 要君）**

それでは、再開いたします。

日程第3. 委員長報告を議題といたします。

各常任委員会に付託しておりました請願及び陳情の審査結果について委員長に報告を求めます。

まず、本定例会で文教厚生常任委員会に付託しておりました平成19年請願第1号の審査結果について報告を求めます。神近勝彦文教厚生常任委員長。

**○文教厚生常任委員長（神近勝彦君）**

それでは、文教厚生常任委員会に付託されておりました付託事件の審査の結果について決定をいたしましたので、会議規則第100条の規定により御報告いたします。

事件番号、平成19年請願第1号 「教育予算の拡充」を求める請願書、審査結果は採択であります。

理由としまして、義務教育費国庫負担制度の堅持と教育財源の確保は必要であり、願意妥当と認めました。意見書案につきましては委員会で作成し、本会議へ提出予定であります。

以上です。

**○議長（山口 要君）**

ただいまの報告に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これから、平成19年請願第1号 「教育予算の拡充」を求める請願書について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、平成19年請願第1号「教育予算の拡充」を求める請願書は採択とすることに決定いたしました。

次に、本定例会で総務企画常任委員会に付託しました平成19年陳情第5号の審査結果について報告を求めます。野副道夫総務企画常任委員長。

○総務企画常任委員長（野副道夫君）

総務企画委員会に付託をされた事件につきまして、審査結果を下記のとおり、会議規則第100条の規定により御報告を申し上げます。

平成19年陳情第5号（職員在籍に関する）陳情でございます。

審査の結果は、不採択とするものであります。

理由につきましては、伝建地区の活性化のためには、特定の技術を有する職員等の配置が必要ということは認めるものでございますが、人事権については市長に専属するところであり、当案件については不採択といたしました。今後も職員の配置については適宜処理されるよう要望いたします

以上です。

○議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これから、平成19年陳情第5号（職員在籍に関する）陳情書について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案を採択とすることに賛成の方は御起立願います。（「ちょっと待って」と呼ぶ者あり）

もう一度言います。これについては不採択といたしました。

これから採決します。本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案を採択とすることに賛成の方は起立願います。（発言する者あり）

暫時休憩します。

午前11時18分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（山口 要君）

再開いたします。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案を採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。したがって、平成19年陳情第5号（職員在籍に関する）陳情書については不採択とすることに決定をいたしました。

次に、本定例会で産業建設常任委員会に付託した平成19年陳情第4号及び陳情第6号の審査結果について、一括して報告を求めます。川原等産業建設常任委員長。

#### ○産業建設常任委員長（川原 等君）

産業建設常任委員会に付託されました陳情審査の報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第100条の規定により報告いたします。

まず、平成19年陳情第4号 日豪EPA交渉に関する要請書、この分は採択といたしました。

その理由として、日豪との経済連携協定（EPA）が締結され、農産物の関税が撤廃された場合、農業生産と農業地域社会に与える影響は壊滅的な打撃を受けるとされるため、採択といたしました。なお、本件の陳情につきましては、産業建設委員会で提出予定であります。

次に、陳情第6号（事務所の改修に関する）陳情書、この分については審査の結果、継続審査といたしました。

理由として、商工会の業務は公共性があると思われるものの、建物の維持管理については商工会自身で行うべきものであると考えます。しかし、数年前から全国的に問題となったアスベストの使用箇所があり、そのため他市町の類似事案などの調査に時間を要するために継続審査といたしております。

以上です。

#### ○議長（山口 要君）

それでは、ただいまの報告に対して質疑を行います。

最初に、平成19年陳情第4号 日豪EPA交渉に関する要請書について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで平成19年陳情第4号についての質疑を終わります。

次に、平成19年陳情第6号（事務所の改修に関する）陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで平成19年陳情第6号についての質疑を終わります。

なお、平成19年陳情第6号（事務所の改修に関する）陳情書は委員長報告のとおり継続審査といたします。

これから討論・採決を行います。

最初に、平成19年陳情第4号 日豪EPA交渉に関する要請書について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、平成19年陳情第4号 日豪EPA交渉に関する要請書については採択することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午前11時26分 再開

#### ○議長（山口 要君）

それでは、再開をいたします。

事前に配付しておりました追加議事日程につきまして、第2号を削除していただき、追加日程第1. 発議第8号を第7号、追加日程第2. 発議第9号を第8号に御訂正をお願いいたします。

お諮りいたします。ただいま神近勝彦文教厚生常任委員長から発議第7号 「教育予算の拡充」を求める意見書についてが、川原等産業建設常任委員長から発議第8号 日豪EPA交渉に関する意見書についてが提出されました。これらを追加議事日程として日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第7号及び発議第8号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 発議第7号 「教育予算の拡充」を求める意見書についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者、神近勝彦文教厚生常任委員長。

#### ○文教厚生常任委員長（神近勝彦君）

それでは、発議第7号 「教育予算の拡充」を求める意見書について、別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条の規定により提出をいたします。

平成19年6月15日、嬉野市議会議長 山口要様あてでございます。

提出者は、文教厚生常任委員会委員長 神近勝彦でございます。

理由としまして、義務教育費国庫負担制度の堅持と義務教育費に係る財源確保を求めるためでございます。

内容につきましては、次の意見書（案）を朗読してかえさせていただきます。

---

「教育予算の拡充」を求める意見書（案）

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとってきわめて重要である。現在、児童・生徒の実態に応じ、きめ細かな対応ができるように、少人数教育を実施しているが、保護者や子どもたちから大変有益であるとされている。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体独自に少人数教育を推進することには限界がある。

また、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差も広がりつつある。

一方、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化が進んでいる。

自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、セーフティネットとして子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはならない。

教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、等しく良質な教育が受けられる必要がある。

そのためには、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要がある。

よって、本議会は政府に対し「義務教育費国庫負担制度」の本来の趣旨に則り本制度の堅持と義務教育費に係わる財源確保を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月15日

佐賀県嬉野市議会  
議 長 山 口 要

---

提出先は、衆議院議長 河野洋平様、以下参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、以上であります。

○議長（山口 要君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから発議第7号 「教育予算の拡充」を求める意見書について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第7号の質疑を終わります。

これから発議第7号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第7号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第7号 「教育予算の拡充」を求める意見書については可決されました。

追加日程第2. 発議第8号 日豪EPA交渉に関する意見書についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者、川原等産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（川原 等君）

---

発議第8号

日豪EPA交渉に関する意見書について

標記のことについて、別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成19年6月15日提出

嬉野市議会議長 山口 要 様

提出者 嬉野市議会産業建設常任委員会

委員長 川原 等

---

理由として、豪州との経済連携協定（EPA）が締結され、農産物の関税が撤廃された場合、農業生産と農業地域社会に与える影響は壊滅的な打撃を受けるためでございます。

意見書（案）を朗読いたします。

---

日豪EPA交渉に関する意見書（案）

わが国政府は、日豪両国政府の共同研究最終報告書が取りまとめられたことを受け、昨年12月12日の首脳会談で日豪EPA交渉の開始に合意した。

わが国の豪州からの輸入状況を見ると、農林水産物輸入の占める割合が高く、しかもわが国にとって極めて重要な米、麦、牛肉、乳製品、砂糖などの品目が含まれているのが実態である。このため、豪州との交渉では、農産物の取り扱いが焦点となるのは必至であり、その取り扱い如何によっては、わが国農業・農村に壊滅的な打撃を与えるだけでなく、関連産業等に関しても影響を及ぼし、地域経済をも崩壊させる懸念がある。

このような状況の中、自由民主党や衆参農林水産委員会においては、日豪EPAの交渉にあたって、政府に対して毅然とした対応を求める趣旨の決議が採択された。

こうした状況をふまえ、政府においては、豪州との交渉にあたり、下記の事項が確保されるよう断固とした対応を強く要望する。

#### 記

##### (1) 重要品目に対する例外措置の確保

わが国農業は、戦後農政の大転換を決定し、19年度からの実施に向け、生産現場は現在、担い手育成や構造改革の取り組みに懸命に努力しているところである。このような中で、わが国にとって、米、麦、牛肉、乳製品、砂糖などの重要品目の関税撤廃を行うことは、こうした改革の努力を無にし、食料自給率の向上どころかわが国農業を崩壊させることにつながるものであることから、交渉においてこれらの品目を除外するなどの例外措置を確保すること。

##### (2) WTO農業交渉に対するわが国の主張に基づいた対応の確保

これまでのわが国は、「農業の多面的機能の発揮」と「多様な農業の共存」等の観点から、十分な数の重要品目の確保とその柔軟な取り扱い、また上限関税の絶対阻止を主張し続けている。

このため、豪州とのEPAにおいて、WTO交渉における従来主張から譲歩すれば、これまで一致団結して戦ってきたG10各国への背信行為となるとともに、これまでの交渉の努力が水泡に帰することとなる。また、米国やカナダを含むその他の国々からも同様の措置を求められることにつながりかねないことから、WTO交渉における主張に基づいた整合性のある適切な内容が確保されるよう交渉すること。

##### (3) 交渉如何によっては交渉を中断するなど厳しい判断を持って交渉に臨むこと

豪州とのEPA交渉にあたっては期限を定めず、粘り強く交渉するとともに、豪州側がわが国の重要品目の柔軟性について十分配慮しない場合は、交渉の継続について中断も含め厳しい判断を行なうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月15日

佐賀県嬉野市議会

議長 山口 要

---

内閣総理大臣 安倍晋三様、ほか内閣官房長官、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、以上でございます。

##### ○議長（山口 要君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから発議第8号 日豪EPA交渉に関する意見書について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第8号の質疑を終わります。

これから発議第8号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第8号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第8号 日豪EPA交渉に関する意見書については可決されました。

ただいま可決されました発議第7号及び第8号の意見書は、後日、関係大臣等へ送付いたします。

日程第4. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び特別委員会委員長から、お手元に配付しました別紙付託文書表のとおり、閉会中もなお継続して調査したいとの申し出がっております。

お諮りいたします。各委員長から申し出のあったとおり、閉会中の継続審査とすることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に提出をされました案件の質疑、討論・採決など、すべての日程が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいままでに議決されました各議案について、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

会議を閉じます。平成19年第2回嬉野市議会定例会をこれで閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

午前11時38分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員